

タイの洪水被害からの復興に向けた日本からの協力

2011年12月23日

東日本大震災に際し、タイは、日本に対し、多大な支援を行った。日本は、タイの恩義に応えるとともに、両国関係を更に強化するため、これまで、排水ポンプ車隊を含む様々な調査団、専門家チームの派遣、レーダー観測機による被災地情報の収集、緊急物資、緊急無償資金の供与、ASEAN+3緊急米備蓄制度の下での支援等を実施してきた。また、民間部門においても多くの市民、企業やNGOがタイに対し支援を行ってきている。

我が国は、11月18日の日タイ首脳会談を踏まえ、今後とも、タイの復興に資する以下の協力を実施・検討していく。なお、日本からの協力は、これに限定されるものではない。

1. 治水対策への協力

新しいチャオプラヤ-川流域洪水対策マスタープランの策定を行う。本年12月から2013年半ば頃まで、JICAの調査団を派遣予定。

2. 感染症対策への協力

洪水後の感染症の流行の可能性に備え、タイ政府が実施する緊急評価に専門家を派遣している。

3. インフラの復旧・復興

1. のJICA調査では、インフラの応急的な復旧・洪水対策についても調査するとともに、その結果を踏まえ、調査の終了を待つことなく、パイロット的に復旧プロジェクトを実施する。

調査結果を踏まえたインフラ整備に対し、タイの必要性を踏まえ、円借款の供与を検討する用意もある。

4. タイの経済産業の復興対策

4-1 資金協力の円滑化

タイで活動する日系企業の資金調達を円滑化するため、タイ中央銀行による日本の国債を担保としたタイ・パーツ供給の他、日本政策金融公庫等を通じた融資、保証、保険を付与する。また、JBICにより、日系企業、日系企業の取引先であるタイ企業に対する地場金融機関を通じたツーステップローンを検討する。

4-2 生産体制の再構築

サプライチェーンの維持及び早期の復旧のため、緊急的一時的措置として、浸水等により操業できなくなっている日系企業の工場で勤務しているタイ人従業員を、一定の条件の下に、我が国に受入れ、その就労を認めることとした。

4-3. 企業再建・復興・高度化のための人材育成

工場再稼働に向けた現地技術者の育成支援（研修生受入れ／専門家の派遣）を行う。
(了)